

- 総合目標 5 : 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界（世界経済）経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び目標設定の考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

- 総5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
- 総5-2 : 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日公表）
- 「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂）

テーマ 総5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

取組内容

世界経済の持続的な発展等に向けては、世界経済に大きな影響を与える、米国、中国、欧州の政治経済の動向や、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、国際社会が連携することが重要です。

こうした中、アジアにおける為替市場の安定、またその前提となる国際金融システムの安定を実現し、開発途上国における貧困や気候変動を始めとする地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長

を生み出すための取組を進めることが重要です。

このため、我が国は、令和5年にG7（用語集参照）議長を務めることも見据え、G7、G20（用語集参照）における国際的な議論に、積極的に参画していきます。また、経済の信託と金融の安定を促進する観点から、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行っていきます。

また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間の会議を積極的に推進することで、アジア諸国との関係を更に深化、拡大させていきます。また、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

併せて、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を促進し、一方で国の安全等を損なうおそれのある対内直接投資に対しては適切に対応するよう、迅速かつ適正な審査を実施していきます。

また、ODA等を通じて、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。特に、平成28年5月の伊勢志摩サミットに向けて安倍総理大臣より発表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を推進していきます。加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を通じて、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるようにインフラの整備を推進していきます。こうした取組を通じて、アジアをはじめ世界の経済社会の発展の促進を図っていきます。

さらに、「インフラシステム海外展開戦略2025」で掲げられた、令和7年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標を踏まえつつ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

定性的な測定指標

【主要】総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

（指標の内容）

世界経済の持続的発展等を目的として、G7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。

（指標の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

【主要】総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

（指標の内容）

ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。

（指標の設定の根拠）

我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進するこ

	とが、地域金融市場の安定化を図る上で重要なためです。
	【主要】 総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進
	(指標の内容) ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。
	(指標の設定の根拠) ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。
	【主要】 総5-1-B-4：質の高いインフラ投資の推進
	(指標の内容) 平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を関係省庁等と連携しながら着実に実施するとともに、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を図り、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。
	(指標の設定の根拠) 開発途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「最近の世界経済動向」 ○参考指標2 「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標3 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標4 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標5 「円借款実施状況」 ○参考指標6 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」 ○参考指標7 「海外インフラ案件の受注金額」
テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	<p>自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。また、経済連携交渉についても、政府全体として積極的に推進しています。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が継続する中、一部の国において輸出制限的な措置が取られる等貿易を巡る動向に留意する必要があります。</p> <p>WTOについては、我が国はWTO改革に関する議論にも積極的に参画・貢献しており、令和3年10月のG20ローマ・サミットにおいても、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されています。WTOの機能強化は喫緊の課題であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>経済連携協定については、平成30年12月にTPP11協定（CPTPP）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参</p>

	<p>照)、令和3年1月に日英EPA(用語集参照)がそれぞれ発効しました。また、令和4年1月に地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(用語集参照)が発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、引き続き、これらの協定の着実な実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。</p> <p>また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。</p>
--	--

定性的な測定指標	
	[主要] 総5-2-B-1: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
(指標の内容)	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
(指標の設定の根拠)	世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	該当なし

総合目標に係る予算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度当初	令和4年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	国際局(総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課)、関税局(関税課、参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、経済連携室)、財務総合政策研究所(総務研究部国際交流課)	政策評価実施予定時期	令和5年6月
--------------	---	-------------------	--------